

## 令和4年度監査結果 サービス種別：居宅介護

申請者名	事業所所在地	事業所名	監査日	文書による指摘の内容	措置 (指摘に対する是正状況)	備考
株式会社 一期一会	土佐市	訪問介護サービスステーション すずめ	R2.12.17 ～ R4.1.28	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理者を変更しているにもかかわらず、変更のあった日から10日以内に届け出していないことが認められた。</li> <li>2 虐待の防止等のための必要な体制の整備及び研修を実施する等の措置を講じていないことが認められた。</li> <li>3 従業者の員数について、常勤換算方法で2.5以上配置していない期間が認められた。</li> <li>4 重要事項説明書に不足する事項（運営規程の概要（支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額）、従業者の勤務体制及び提供するサービスの第三者評価の実施状況）が認められた。</li> <li>5 指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量その他の必要な事項を市町村に対して報告していないことが認められた。</li> <li>6 サービスの提供の記録において、次の（1）及び（2）が認められた。 （1）提供した具体的なサービスの内容等を記録していない事例がある （2）実態と相違するサービスの提供の記録がある</li> <li>7 サービスの提供の記録に際して支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けていない事例が認められた。</li> <li>8 法定代理受領により支給を受けた介護給付費の額を支給決定障害者等に通知していないことが認められた。</li> <li>9 居宅介護計画に不足する事項（担当する従業者の氏名、提供するサービスの所要時間及び日程）が認められた。</li> <li>10 管理者及びサービス提供責任者がその責務である必要な管理及び指揮命令を行っていないことが認められた。</li> <li>11 勤務表において、次の（1）から（3）までが認められた。 （1）従業者の勤務の体制を定めた予定の勤務表を毎月作成していない （2）実態と乖離している実績の勤務表を作成していた （3）勤務表に不足する事項（常勤・非常勤の別）がある</li> <li>12 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していないことが認められた。</li> </ol>	改善済	

				<p style="text-align: center;">文書による指摘の内容</p>	<p style="text-align: center;">措置 (指摘に対する是正状況)</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
				<p>13 重要事項を事業所の見やすい場所に掲示していないことが認められた。</p> <p>14 諸記録の整備について、指定居宅介護の提供に係る記録を保存していない事例が認められた。</p> <p>15 居宅介護サービス費の額の算定に当たり、不適切な事例（サービスを提供していないにもかかわらず、居宅介護サービス費を算定）が認められた。</p> <p>16 居宅介護サービス費の額の算定に当たり、居宅介護計画に、派遣される従業者の種別について記載がない事例が認められた。</p>	<p>改善済</p>	